

Kimiya Cast Online class

第3回 後半

担当：森田豊子

1967年家族保護法

- 1964年 民法改正案として提出
- 1966年 法案が報道される
- モタツハリーによる反対「ザネ・ルーズ」における論争

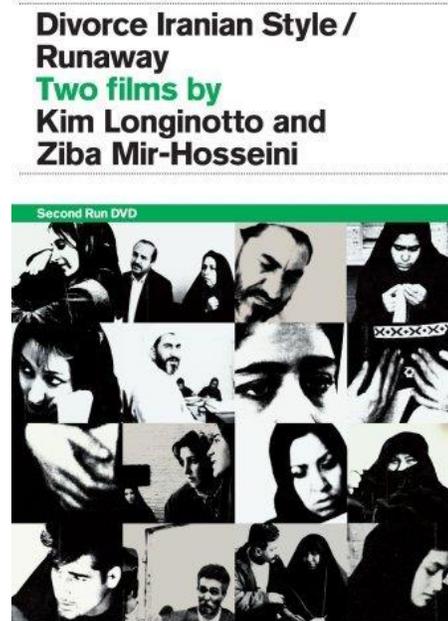
- 和解不能証明書の取得義務
- 妻からの離婚が可能な条件の提示

- 二人目の妻を娶る場合→裁判所の許可が必要に
- 相手への通知義務

- 13歳未満の女性との婚姻の禁止

- <https://www.youtube.com/watch?v=yYaRb070r8E>

Divorce Iranian style



1975年家族保護法

- 1973年 改正法案の提出 → 司法委員会へ
- 1975年 本会議に提出・成立



- 妻からの離婚理由が増える
- 子の後見について → 母親への帰属の明記
- 二人目の妻を娶る場合 → 最初の妻の同意が必要
- 婚姻年齢引き上げ → 女性18歳、男性20歳

- イラン革命後

家族保護法の停止

和解不能証明書の制度は継続する

婚姻契約の中に「二人目の妻を娶る場合離婚する」の文言を入れることが一般的になる

- 改正家族保護法

第1期：2007-2008

二人目の妻を娶る場合、財政的能力を証明するのみ

通例異常に高額で非常識な婚資へ課税をする

→大規模な反対運動 → 削除される

- 第2期：2010年

 - 2009 緑の運動、雑誌「ザナーン」の発行停止

- 第3期：2011-2012

 - 一時婚登録 → ×

 - 二人目の妻を娶る場合の要件 → ×

 - 夫が妻の就労を阻止できる権利 → ×

 - 婚資を金貨で評価する → 金貨110枚規定

- 2013 家族保護法改正

婚資への課税条項は削除

一時婚について：子どもができた場合には永久婚の必要